

市川市告示第 357号

町の区域及び名称の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により本市の町の区域及び名称の一部を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この処分の効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による千葉県知事の換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成19年12月19日

市川市長 千葉 光 行

記

別図及び変更調書のとおり、柏井町2丁目の一部を柏井町1丁目とする。

## 変 更 調 書

新		旧		地 番
大字	字	大字	字	
柏井町	1丁目	柏井町	2丁目	1452の3、 1452の6～8

備考 上記の土地の表示は、平成19年10月26日現在の土地登記簿謄本（土地全部事項証明書）によるものである。

字の区域変更図

縮尺 1:600



凡	例
-----	新町界
====	旧町界
柏井町一丁目	新町名
柏井町二丁目	旧町名